

京都市内では、古くから多種多様な野菜がその土と気候で育まれ受け継がれてきており、栄養的にも優れたこれらの野菜は「京野菜」として京の食文化を支える重要な食材となっています。

しかし、近年は周年供給の体制が整備され、遠隔地や海外から大量の野菜が入り、消費者が野菜の旬を意識する機会が薄れている状況にあります。

古来、旬の季節のその土地で獲れるものを食べるのがいちばん理にかなっていて健康に良いといわれています。

旬の季節のものを食べることは、自然の摂理に従い、我々人間を初めとする生物全体への影響はもちろん、エネルギー消費の面からも環境にやさしい農業の推進につながります。

そこで、このような原点に立ち返り、市内で生産されている旬の野菜を市民の方々に供給する体制を整備し、京都市内産野菜の伝統を守り、さらに発展させていくための事業が京の旬野菜推奨事業です。

事業概要

事業目的

- ①最も栄養価が高い旬の時期の野菜を市民に供給する。
- ②環境にやさしい農業推進の視点から、栽培に余分なエネルギーがかからない旬の時期の栽培を進める。
- ③輸送に余分なエネルギーがかからない地場生産・地場消費を進める。

事業開始年度

平成10年度（平成10年6月1日出荷から開始）

制度の概要

市内産野菜について品目ごとに「旬」を定め、その時期に出荷される野菜を「京の旬野菜」として生産者及び生産地区を表示して出荷する。

本事業にかかる農家は

- ①年間概ね10ha以上の野菜作付け面積がある。
- ②対象品目又はそれに準ずる品目の栽培経験が5年以上ある。
- ③栽培指針に基づく栽培方法を実践できる見込みがある。
- ④過去3年以内に認定を取り消された事実がない。

このことを条件に京都市が認定する。（認定登録の有効期限は5年間）

認定農家は、生産者名及び生産地区の表示された生産者カードを用いて出荷する。



▲生産者カード



▲生産者シール

京都市認定マーク 京の旬野菜・京都市認定マーク 京の旬野菜・京都市認定マーク 京の旬野菜・京都市認定マーク

▲野菜結束テープ